

2023年9月11日

内閣総理大臣 岸田文雄 殿
経済産業大臣 西村康稔 殿
環境大臣 西村明宏 殿
原子力規制委員長 山中伸介 殿
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川智明 殿

要求団体

核のゴミから未来を守る青森県民の会
青森県平和推進労働組合会議
核燃料廃棄物搬入阻止実行委員会
核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団
核の中間貯蔵施設はいらない！下北の会
核燃・だまっちゃおられん津軽の会
核燃いらない市民の会
核燃から郷土を守る上十三地方住民連絡会議
花とハーブの里
放射能から子どもを守る母親の会
六ヶ所・核燃から漁場を守る会
青森県農民組合連合会
青森県農業者政治連盟組織協議会

抗議と中止要求書

—福島第1原発処理水の海洋放出に抗議し、これを即時中止すること
及び六ヶ所再処理事業の廃止を求める—

第1 処理水の強行放出に抗議する

2023年8月24日、東京電力は、岸田内閣の閣議決定により、福島第1原発の廃炉汚染処理水の海洋放出を強行した。

私たちは、核燃料サイクル政策に反対し、六ヶ所再処理工場廃止と脱原発を求めている市民団体である。

福島も六ヶ所も放出放射能の量は膨大且つ長期にわたるものであり、人体、環境に及ぼす悪影響は計り知れない。

私たちは、福島の海洋放出問題は、六ヶ所再処理工場が抱える危険性と本質的に異ならないという観点から、以下に述べる理由により、今回の海洋放出に強く抗議し反対するものである。

第2 反対の理由

1. 放出汚染処理水の安全性が保証されていない

政府は、IAEA 報告をもって科学的安全性が保証されたと称して汚染処理水の放出に踏み切った。

しかし、専門家からは ALPS の二次処理によって基準値を上回る核種（セシウム 137、ストロンチウム 90、ヨウ素 129 など）を、放出水から確実に除去・濃度低減できる技術的保証はないとの指摘がなされている。

従って、「核汚染水」と表現する中国の主張を、一概にプロパガンダと決めつけることは早計である。

また、政府及び東京電力は海水で稀釈して基準値以下にして放出するから安全と喧伝しているが、何倍に薄めようが放出トリチウムの量が減る訳ではない。長い年月の間にトリチウムが有機物と化合して有機型トリチウム（OBT）となることは定説であり、これを取り込んだ魚などを介し、人体の DNA を傷つける危険性が指摘されているなど、安全対策の不備は明らかである。なお、OBT の環境への悪影響が懸念されている以上、その科学的証明が確定していないとしても「疑わしきは規制」する「予防原則」に従い海流放出を中止すべきである。

水産物保護育成の担当大臣である野村農水相の「汚染水」発言は、失言ではなく事実に基づく本音と評価せざるをえない。

更に、IAEA 報告では、放出期間中の環境影響評価がなされておらず、原子力規制委員会も安全規制に関与していない。政府の安全宣言には科学的合理性が認められない。

2. 海洋放出は、国際法規に違反した不要不急の暴挙である

(1) 海洋放出は、海洋環境の汚染の防止に関するロンドン条約や「海洋汚染を防止するため実行可能な最善の手段を用いること」を義務づけた海洋法に関する国際連合条約（194 条）にも違反している。

(2) 海洋放出は、緊急性、合理性がなく、福島の本物の復興を忘れた一時しのぎの責任回避と言わざるをえない。

汚染処理水の貯蔵場所として、廃炉原発周辺、福島第2原発敷地内に広大な用地を確保できるから、タンク増設により海洋放出を急いで強行する状況ではない。

また、海洋放出以外に有効な方法、例えば、汚染処理水の大型固化施設の建設、地下水対策は遮水壁にこだわらず、濠を設置して原子炉を地下水から隔離するなどの代替措置があるにもかかわらず、その検討や試験をした形跡が認められない。行政と東電の怠慢のツケを被害漁業者に回してはならない。

(3) 政府・東京電力は、海洋放出は廃炉（＝福島復興）に不可欠な措置であると主張する。そして、その期間は3、40年と見積もられているが、現在、汚染源の燃料デブリ（推定880トン）の取り出しが困難を極めている状況一つをとっても、廃炉完了には100年位の時間がかかると思われる。従って、海洋放出も3、40年の短期間

で完了するとの計画は絵に描いた餅と言わざるをえない。放出を中止して、安全対策の再検討をすべきである。

3. 海洋放出は福島復興に逆行するものであり許されない

2015年、政府と東京電力は漁業者に対して「関係者の理解なしに処理水のいかなる処分も行わない」と文書による約束をした。今回の海洋放出は、漁業者に対する重大な約束違反であると同時に、福島県民に対するあからさまな背信行為である。

事故から12年経ち、ようやく復興の兆しが見え始めた原発被災地にとって、福島の基幹産業の一つである水産漁業の再生は復興に欠かせない課題である。

漁業関係者からは、風評被害の不安が表明され、中国をはじめとする周辺諸国からは強い反対と警告がなされていた。

ところが、岸田政権は漁業者との約束を反故にしたばかりか、反対諸国との不安解消の外交努力をすることなく、8月22日「今後十数年の長期にわたろうとも、処理水の処分が完了するまで、政府として責任を持って取り組む」（首相談話）と発表して、翌24日に海洋放出を強行した。

その結果、中国の反発は激しく、日本全国の水産漁業製品を全面的に輸入禁止するという最悪の事態を招来した。この措置は、海洋放出期間の3、40年間続くおそれがあり、そうなった場合福島のみならず全国の水産・漁業者とその取引先が被るであろう損害は予想もつかず、風評被害対策基金800億円ではどうてい賄えないであろうことは、火を見るより明らかである。

4. まとめ

以上のように今回の海洋放出は、長期間にわたり福島のみならず、国民全体とりわけ水産業界に限りなく健康上並びに財産上の被害と損害を及ぼすものであり、福島復興の著しい妨げとなることは明らかであるから、政府の失政及び東京電力の無責任極まりない海洋放出に強く抗議すると共に即時中止を断固要求する。

第3 六ヶ所再処理工場で同じ過ちを繰り返すな

海洋放出は、六ヶ所再処理工場をかかえる青森県にとって他人ごとではない。多くの県内反核団体が抗議・反対の声明を出した。その中でも青森県漁業協同組合が経済産業大臣に対し、放出反対の意思を表明したのは当然の対応である。

六ヶ所再処理工場から平常運転時に放出される液体放射性廃棄物の主たるものには、トリチウム・ヨウ素・プルトニウム・ストロンチウム・セシウムなどがあるが、前二者の核種は「垂れ流し状態」であり、トリチウムの管理目標値（規制値ではない）は、年間9700兆ベクレルと膨大である。今回の海洋放出量は年間22兆ベクレルであるから、六ヶ所ではその440倍に相当するトリチウム水が、本格稼働後予定された40年間の稼働期間中放出され、海を汚染し続ける。

六ヶ所沖の放流管から投棄されたトリチウムを含む放射能は、海流に乗って八戸沖、三陸沿岸、福島を經由して日本列島沿岸にまでたどり着く。

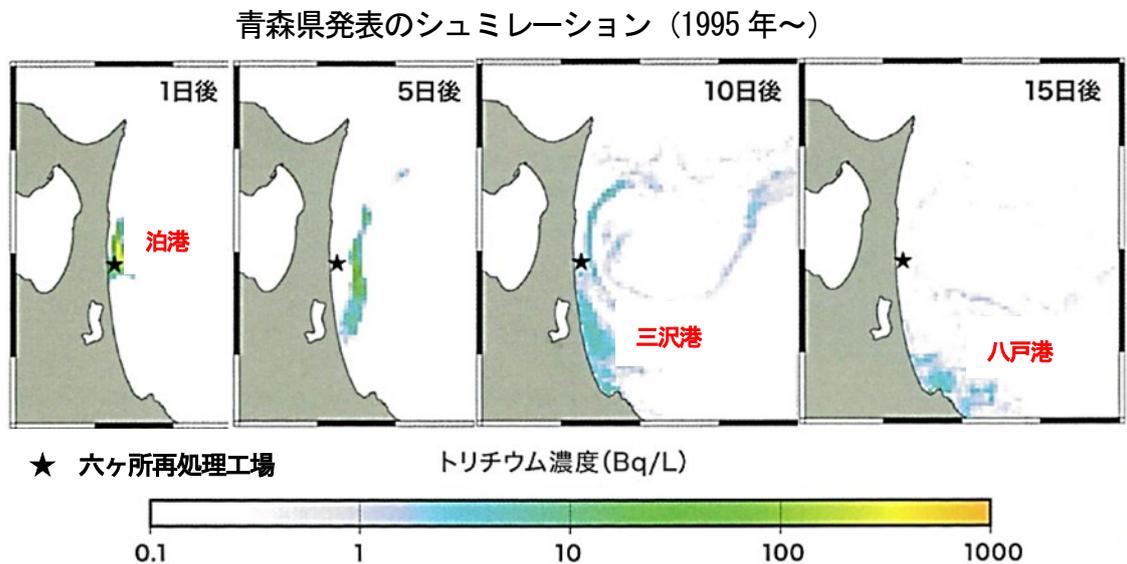


図2 海域のトリチウム濃度の計算例

日本海洋科学振興財団 (平成7年)

第4 結語

私たちは、放射能の被害者にも加害者にもなってはならないと考える立場から、福島
の海洋放出と六ヶ所再処理工場の本格稼働による放射性廃液の海洋放流に強く反対し、
海洋放出作業と再処理事業の即時廃止を強く要求するものである。

連絡先：核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城 9-19-9

TEL・FAX 0178-47-2321

Eメール・1man-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

<https://1mangenkoku.org/>